

令和 6 年 3 月 31 日

一宮市規則第 16 号及び第 17 号を別紙のとおり公布
する。

一宮市長 中 野 正 康

規 則 番 号 一 覧 表

規則第16号	一宮市市税条例施行規則の一部を改正する規則
規則第17号	一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

令和6年3月31日

一宮市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第16号

一宮市市税条例施行規則の一部を改正する規則
一宮市市税条例施行規則(平成17年一宮市規則第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第3(第16条関係) 【別記 参照】	別表第3(第16条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

帳票番号	名称
1	／ <u>市民税</u> ／ <u>県民税</u> ／ <u>特別徴収税額</u> の納入書
2	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書
略	
5	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書
6	<u>給与支払報告書</u> 及び <u>公的年金等支払報告書</u> の <u>光ディスク</u> 及び <u>磁気ディスク</u> による提出承認申請書
7	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
8	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)
9	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 特別徴収税額の変更通知書
10～16	略
17	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 納税通知書兼税額通知書
18	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 賦課決定(税額変更)通知書兼納税通知書
19	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> 減免申請書
20～97	略

改正案

帳票番号	名称
1	／ <u>市民税</u> ／ <u>県民税</u> ／ <u>森林環境税</u> ／ <u>納入書</u>
2	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> ・ <u>森林環境税</u> 特別徴収税額の納期の特例についての承認申請書
略	
5	<u>市民税</u> ・ <u>県民税</u> ・ <u>森林環境税</u> 特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

6	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
7	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)
8	市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書
9～15	略
16	市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼税額通知書
17	市民税・県民税・森林環境税賦課決定(税額変更)通知書兼納税通知書
18	／市民税・県民税減免／森林環境税免除／申請書
19～96	略

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和6年3月31日

一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第17号

一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則(平成24年一宮市規則第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用の制限)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定による同一の者に係る駅前ビルの使用の制限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 次号に掲げる使用以外の駅前ビルの使用 使用期間が引き続き7日を超えないこと。</p> <p>(2) 営利営業行為を目的とする駅前ビルの使用 使用に係る日(以下「使用日」という。)が30日の間に5日を超えないこと。この場合において、使用日に含まれる日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、3日を超えてはならない。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 使用許可の申請は、使用日(使用日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の使用日)の1年2か月前(次に掲げる場合にあっては、1年6か月前)から10日前まで受け付けるものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく使用許可の申請については、この限りでない。</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第3条 条例第5条第2項の規定により、同一の者に係る駅前ビルの使用期間は、引き続き7日を超えてはならないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 使用許可の申請は、使用日(使用日が2日以上連続する場合にあっては、その最初の使用日)の1年2か月前(次に掲げる場合にあっては、1年6か月前)から受け付けるものとする。ただし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく使用許可の申請については、この限りでない。</p>

<p>い。 (1)・(2) 略</p> <p>3 <u>使用許可の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後8時までとする。</u></p> <p>第24条 略</p>	<p>い。 (1)・(2) 略</p> <p>第24条 略 (委任)</p> <p>第25条 <u>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(オリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 オリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則(平成28年一宮市規則第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用の制限)</p> <p>第3条 <u>条例第5条第2項の規定による同一の者に係るオリナス一宮の使用の制限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>次号に掲げる使用以外のオリナス一宮の使用 使用期間が引き続き7日を超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>営利営業行為を目的とするオリナス一宮の使用 使用に係る日(以下「使用日」という。)が30日の間に5日を超えないこと。この場合において、使用日に含まれる日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、3日を超えてはならない。</u></p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>使用許可の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後8時までとする。</u></p> <p>第22条 略</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第3条 <u>条例第5条第2項の規定により、同一の者に係るオリナス一宮の使用期間は、引き続き7日を超えてはならないもの</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>第22条 略 (委任)</p> <p>第23条 <u>この規則に定めるもののほか、この</u></p>

	<u>規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>
--	---------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市民会館条例施行規則の一部改正)

第3条 一宮市市民会館条例施行規則(令和2年一宮市規則第99号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用許可申請) 第3条 略 2・3 略 4 <u>前2項の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> 第21条 略	(使用許可申請) 第3条 略 2・3 略 第21条 略 <u>(委任)</u> 第22条 <u>この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 一宮市木曾川文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第100号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用許可申請) 第3条 略 2 略 3 <u>前項の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後8時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u>	(使用許可申請) 第3条 略 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 アイプラザー宮の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第103号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(使用許可の申請) 第3条 略 2 略	(使用許可の申請) 第3条 略 2 略

<p>3 <u>使用許可の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 尾西グリーンプラザの設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第104号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用許可の申請) 第3条 略 2 略 3 <u>使用許可の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(使用許可の申請) 第3条 略 2 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に使用許可の申請がなされる使用について適用し、同日前に使用許可の申請がなされた使用については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のオリナス一宮の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に使用許可の申請がなされる使用について適用し、同日前に使用許可の申請がなされた使用については、なお従前の例による。